

低所得者の介護保険料軽減の拡充について

1 概要

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行された。

この改正は、令和元年 10 月以降の消費税率引き上げによる財源により、低所得者の介護保険料軽減を拡充するものであるため、令和元年度は、令和 2 年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に設定されている。

各保険者は、国の示す介護保険料の軽減幅を超えない範囲内で保険料率を設定することができる。なお、介護保険料軽減分は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 の割合で負担することとなる。

2 保険料率の改正

	国			市		
	平成 30	令和元	令和 2	平成 30	令和元	令和 2
第 1 段階	0.45 (0.5)	0.375	0.3	0.35 (0.4)	0.275	0.2
(1,625 人)		△0.075	△0.15		△0.075	△0.15
第 2 段階	0.75	0.625	0.5	0.65	0.525	0.4
(916 人)		△0.125	△0.25		△0.125	△0.25
第 3 段階	0.75	0.725	0.7	0.7	0.675	0.65
(946 人)		△0.025	△0.05		△0.025	△0.05

※第 1 段階は、0.05 の軽減率を国及び市もすでに実施済み

3 近隣市の状況

岡崎市及び豊田市を除く 6 市 1 町（刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町）は、国の示す保険料率の下げ幅を、各市町の保険料率から引き下げた保険料率を設定している。

4 改正による影響額

(1) 令和元年度

単位：千円

負担者	負担割合	新負担額	旧負担額	増加額
国	1/2	9,951	2,369	7,582
県	1/4	4,975	1,184	3,791
市	1/4	4,977	1,185	3,792
計		19,903	4,738	15,165

(2) 令和 2 年度

負担者	負担割合	新負担額	旧負担額	増加額
国	1/2	17,533	2,369	15,164
県	1/4	8,766	1,184	7,582
市	1/4	8,768	1,185	7,583
計		35,067	4,738	30,329

《参考》

改正後の介護保険料及び各段階一覧表

第7期（令和元年度） 公費投入（第1段階～第3段階）				第7期（令和2年度） 公費投入（第1段階～第3段階）			
区分	対 象 者	保険料率	保険料額	区分	対 象 者	保険料率	保険料額
1段階	市町村民税世帯非課税 老齢福祉年金・生活保護 課税年金収入額＋合計所得 金額が80万円以下	0.275	16,038円 (1,337)	1段階	市町村民税世帯非課税 老齢福祉年金・生活保護 課税年金収入額＋合計所得 金額が80万円以下	0.20	11,664円 (972)
2段階	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額＋合計所得 金額が80万円超120万円以下	0.525	30,618円 (2,552)	2段階	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額＋合計所得 金額が80万円超120万円以下	0.40	23,328円 (1,944)
3段階	市町村民税世帯非課税 第1段階・第2段階以外	0.675	39,366円 (3,281)	3段階	市町村民税世帯非課税 第1段階・第2段階以外	0.65	37,908円 (3,159)
4段階	市町村民税本人非課税 課税年金収入額＋合計所得 金額が80万円以下	0.85	49,572円 (4,131)	4段階	市町村民税本人非課税 課税年金収入額＋合計所得 金額が80万円以下	0.85	49,572円 (4,131)
5段階	市町村民税本人非課税 第4段階以外	1.00	58,320円 (4,860)	5段階	市町村民税本人非課税 第4段階以外	1.00	58,320円 (4,860)
6段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が120万円未満	1.20	69,984円 (5,832)	6段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が120万円未満	1.20	69,984円 (5,832)
7段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が120万円以上 200万円未満	1.30	75,816円 (6,318)	7段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が120万円以上 200万円未満	1.30	75,816円 (6,318)
8段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が200万円以上 300万円未満	1.50	87,480円 (7,290)	8段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が200万円以上 300万円未満	1.50	87,480円 (7,290)
9段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が300万円以上 400万円未満	1.70	99,144円 (8,262)	9段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が300万円以上 400万円未満	1.70	99,144円 (8,262)
10段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が400万円以上 700万円未満	1.80	104,976円 (8,748)	10段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が400万円以上 700万円未満	1.80	104,976円 (8,748)
11段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満	1.90	110,808円 (9,234)	11段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満	1.90	110,808円 (9,234)
12段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が1,000万円以 上	2.00	116,640円 (9,720)	12段階	市町村民税本人課税 合計所得金額が1,000万円以 上	2.00	116,640円 (9,720)

◇月額（ ）は参考額です。1円未満の端数は切上げをしています。